

労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

1月号

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5653

当支部HPパスワード

☎ [aa5948]

《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ》

新年あけましておめでとうございます。本年も会員の皆様に機会を逸さない情報を発信し続けて参りたいと存じますので、変わらずのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

支部長・足立労働基準監督署長の新年ご挨拶は2面に掲載させていただきました。

支部講習会のご案内

『最新事情を踏まえた就業規則グレードアップ 2025』 ※有料オンデマンドセミナーです。

～新たな法令等に基づく労働条件の再検討と、これに伴う就業規則の一層の改善を目指して～

○男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる「改正育児介護休業法」が令和7年4月1日から施行されます。こうした変化に、会社はどのように対応していくのか。就業規則の改訂という視点から、詳しく解説します。

主な内容：

- ・改正育児介護休業法について
- ・改正雇用保険法 2025年改正分について専門業務型裁量労働制の改正について

講師：岩崎 仁弥 氏 (株)リーガル・ステーション代表取締役

NAC 社会保険労務士事務所主席コンサルタント

受講料：4,950円

視聴期間：令和6年2月10日～令和6年2月26日

※お申込み方法等、詳細は当支部ホームページをご覧ください。

『労務管理セミナー』 参加費無料！

開催日時：令和7年3月12日(水) 14:00～16:30

開催場所：王子工業会館 北区王子本町1-22-3

定員：30名(先着順)

内容：●ハローワークが所管する各種助成金制度

●効果的な求人募集案内について

●女性の労働を考える ～職場で女性を活かすには…～

※ご案内・申込書を同封いたしました。

優良事業場見学会を開催します

諸般の事情で開催できませんでした優良事業場見学会を以下のとおり、開催いたします。

開催日：令和7年2月19日(水) 12:00～16:00頃

会場：住友重機械マリンエンジニアリング株式会社(横須賀市夏島町19番地)

参加費：2,000円

※ご案内・申込書を同封いたしました。

年末年始無災害運動・ポスター等頒布のお知らせ

～今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害～

当協会支部では「第54回年末年始無災害運動」のポスター・のぼり等を斡旋頒布しております。パンフレットは先月号に同封しておりますが、当支部ホームページからもご覧になれますので、ご利用ください。

ご注文・お問合せは当協会支部事務局までよろしくお願いいたします。

新年のご挨拶

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

支部長 井上 浩

新年あけましておめでとうございます。

年頭にあたり、謹んでお祝いを申し上げます。

旧年中は当支部の業務運営に格別のご支援、ご協力を賜り、会員の皆様にはあらためまして厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年9月3日に厚生労働省から公表された「令和6年版 労働経済白書（労働経済の分析）」では「人手不足の対応」がテーマでした。

白書ではこの要因として、少子高齢化・人口減少による労働供給力不足、2023年の総労働時間は就業者数が増加したものの、週当たり労働時間は減少したことにより、1990年の総労働時間より少ない水準であったとされています。また一方で、技術革新や産業構造の変化による構造的失業も一因かと存じます。

その対応策として白書では誰もが活躍できる社会の実現として女性の活躍推進・高齢者の活躍推進・国際化する労働市場により、外国人労働者に選ばれる「国」となることが重要であるとしています。

来年度は育児・介護休業法及び教育訓練やり・スキリング支援の充実を趣旨とした雇用保険法が改正されます。また、外国人労働者の労働災害の防止など求人者側も今まで以上に労務管理のスキルが求められるものと存じます。

当支部ではこのような法改正等にもいち早く対応し、働く人がより安全で安心できる健康な職場づくりを目指し、足立労働基準監督署をはじめとする関係機関等のご指導、ご支援を頂きながら、法令に関する必要な情報の提供やセミナーの開催し、会員の皆様のお役に立てるよう、サポートして参ります。

本年も会員事業場の皆様のますますのご発展を心よりご祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

新年のご挨拶

足立労働基準監督署

署長 田中 宏治

令和7年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

公益社団法人東京労働基準協会連合会 足立荒川労働基準協会支部並びに会員の皆様には、日頃から当署の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、気運が高まっていることとして挙げられるものに賃金引上げの取組があります。これは、低成長率と低賃金の悪循環を好循環に転換させて、明るい未来を拓こうというものです。

ところで、最近の生鮮食品の物価上昇には目を見張るものがあります。全国の消費者物価指数によると、2020年を基準として昨年10月には、なんと約28%上昇していると発表されています。同期間で全国の最低賃金（加重平均）が約17%の上昇にとどまっていますので、物価上昇による生活への影響はこれにも象徴され、賃金の引上げは身近で喫緊の課題であるともいえます。

また、新型コロナウイルス感染症は収束がみられ、経済活動も活性化してきているなど明るい話題も多くなってきましたが、その一方で、当署管内では、コロナ禍によって経営上のダメージを受けた企業の労働条件の問題等が昨年頃から徐々に表面化するようになり、最低労働条件の確保の取組が必要な状況が続いております。

諸々の課題はいまだ山積しておりますが、安心して働ける職場環境の確保のため、当署職員一丸となって各種施策に積極的に取り組む所存でございます。

今年も皆様の変わらぬ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、貴協会支部の益々のご発展と会員皆様のご健勝を祈念しまして、新年の挨拶とさせていただきます。

雇用保険法が改正されます

～令和 7（2025）年 4 月 1 日から段階的に施行～

○改正の趣旨

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やリ・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずる。

○改正の概要

1. 雇用保険の適用拡大

【雇用保険法、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】

雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大する（※1）。

※1 これにより雇用保険の被保険者及び受給資格者となる者については、求職者支援制度の支援対象から除外しない。

2. 教育訓練やリ・スキリング支援の充実【雇用保険法、特別会計に関する法律】

①自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする。※2

※2 自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則2か月としているが、1か月に短縮する（通達）。

② 教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる（※3）。

※3 教育訓練受講による賃金増加や資格取得等を要件とした追加給付（10%）を新たに創設する（省令）。

③ 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設する。

3. 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保

【雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

① 育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置（※4）を廃止する。

※4 本来は給付費の1/8だが、暫定措置で1/80とされている。

② 育児休業給付の保険料率を引き上げつつ（0.4%→0.5%）、保険財政の状況に応じて引き下げ（0.5%→0.4%）られるようにする（※5）。

※5 ①・②により、当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。

4. その他雇用保険制度の見直し【雇用保険法】

教育訓練支援給付金の給付率の引下げ（基本手当の80%→60%）及びその暫定措置の令和8年度末までの継続、介護休業給付に係る国庫負担引下げ等の暫定措置の令和8年度末までの継続、就業促進手当の所要の見直し等を実施する

○施行期日

令和7年4月1日（ただし、3①及び4の一部は公布日、2②は令和6年10月1日、2③は令和7年10月1日、1は令和10年10月1日）

動画版「令和6年版 労働経済の分析」を公開します

～労働経済白書の5つのトピックを分かりやすく紹介～

- 内 容
1. 3分で読み解く！令和6年版労働経済白書
 2. 日本はどれくらい人手不足なの？
 3. どうする？日本の人手不足 ー介護分野編ー
 4. どうする？日本の人手不足 ー小売・サービス分野編ー
 5. 人手不足で給料は上がるの？

※当支部ホームページ「会員専用」よりリンクし、ご覧になれます。



積雪や凍結による 転倒災害を防ぎましょう

1

気象情報の活用による リスク低減の実施

- ☐大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- ☐警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
- ☐気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

2

通路、作業場所の凍結等 による危険防止の徹底

- ☐屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- ☐事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- ☐屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
- ☐凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
- ☐凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

3

働く高齢者の特性に配慮 した転倒災害防止対策

- ☐エイジフレンドリーガイドラインに基づき、働く高齢者の特性に配慮した対策を実施

